事 務 連 絡 平成23年1月19日

都道府県 各 政 令 市 特 別 区

衛生主管部(局)感染症担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

野生のキンクロハジロにおけるH5N1亜型高病原性鳥インフルエンザウイルス 検出事例について (情報提供)

今般、環境省より、別添のとおり、福島県郡山市の浄水場貯水池において確認されたキンクロハジロ(カモの仲間)の死亡個体から、強毒タイプのH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された旨の発表がありましたので、情報提供します。

なお、引き続き、鳥インフルエンザの人への感染防止に適切な対応がとられるよう、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ(H5N1)発生時の調査等について」(平成18年12月27日健感発第1227003号)に基づいた対応をお願いします。



報道各社御中 ← 環境省広報室

(速報)

福島県郡山市における高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプの 確認に伴う環境省の対応について

今般、福島県郡山市で発見されたキンクロハジロ2羽(4日及び5日に死亡個体収容、19日に H5N1 亜型が判明)から、高病原性鳥インフルエンザウイルス・強毒タイプが確認されたとの報告が北海道大学からありました。

環境省としては、現地周辺 10km 圏内の警戒レベルを3に引き上げるとともに、関係府省や福島県等と連携・協力しつつ、周辺の野鳥について監視を強化して参ります。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

本年度は、高病原性鳥インフルエンザウイルスが全国各地で検出されています。周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、別添の「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf)に十分留意されるようお願いします。

※環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

1 主な経緯等

(1) キンクロハジロの回収地 福島県郡山市(豊田町浄水場)

(2) 経緯

1月4日 キンクロハジロ死亡個体1羽を郡山市職員が回収 簡易検査は陰性。検体を国立環境研究所へ移送 1月5日 キンクロハジロ死亡個体2羽を郡山市職員が回収 簡易検査は陰性。検体を国立環境研究所へ移送 1月13日 4日の1羽及び5日の1羽について、遺伝子検査は 陽性と判明。北海道大学へ移送 1月19日 詳細検査により、H5N1 亜型陽性が判明、遺伝子配列 により強毒性と判断

注)環境省のマニュアルでは、死亡個体については簡易検査も詳細検査も 実施することとしている。

2 今後の対応

- (1)発生地周辺10km 圏内の野鳥の警戒レベルを3に引き上げ、野鳥の監視を一層強化。
- (2)発生地周辺における野鳥の感染状況を把握するための現地調査(糞便調査等)を実施。
- (3)全国の環境省出先機関、都道府県、野鳥関係団体等に対して、野鳥の監視及び野鳥との接し方について、再度周知。

【取材について】

〇現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願い します。

平成23年1月19日(水)

自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

直 通:03-5521-8285 代 表:03-3581-3351

室 長:宮澤 俊輔 (内線6470)

室長補佐:山本 麻衣 (内線6471)

専門官:福嶋 貢史 (内線6474)

担 当:千葉 康人 (内線6473)